

## コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>方向性について意見はありませんが、現在の条文案では並列関係がわかりにくく、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六条第一項第二号に規定する」との文言がどの書類までかかるのかが一見して不明瞭であることから、</p> <p>「本人確認書類（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六条第一項第二号に規定する旅券等若しくは船舶観光上陸許可書又は在留カード若しくは特別永住者証明書若しくは同令第七条第一号ハに掲げる書類のうち介護保険の被保険者証（一））」</p> <p>であるとか、</p> <p>「本人確認書類（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六条第一項第二号に規定する旅券等若しくは船舶観光上陸許可書、同令第七条第一号イに規定する運転免許証等（在留カード若しくは特別永住者証明書に限る。）又は同号ハに掲げる書類のうち介護保険の被保険者証（一））」</p> <p>といったように並列関係が一見してわかりやすい条文とすべきではないかと考えます。</p>	<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第6条第1項第2号に規定される本人確認書類が「旅券等」及び「船舶観光上陸許可書」のみであることを明確にするため、「若しくは」で「旅券等」と「船舶観光上陸許可書」を結んでいるものです。</p> <p>なお、並列関係が一見して分かりやすい条文とすべきではないかのご指摘につきましては、貴重なご意見として承ります。</p>
2	<p>「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」には、「被保険者証」に係る改正が確認できないように思われたのですが、今回の改正の具体的理由（どのような法令のどの条文番号の法令改正からハネるものか等）をご教示いただけないでしょうか。</p>	<p>「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第31号）第14条において改正される「介護保険法」（平成9年法律第123号）第201条の2第3項により、原則として、何人も、業として行う行為に関し、契約の申込みをしようとする者等に対し、被保険者番号等を告知することを求めてはならないこととされております。</p> <p>これに伴い、現行の貸金業法施行規則において規定されている、当該記号番号の指定信用情報機関への提供義務について廃止するものです。</p>